

平成24年 第2回
茨城県南水道企業団議会
定例会会議録

(平成24年8月8日)

茨城県南水道企業団議会

平成24年 第2回
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

平成24年8月8日(水) 午後1時30分 開 会

議事日程

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期決定の件

日程第3. 議案第1号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第2号 平成23年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について

報告第1号 平成23年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第2号 地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告について

日程第4. 一般質問

出席議員	議長	13番	佐藤隆治	議員
		1番	井原正光	議員
		2番	若泉昌寿	議員
		3番	沼田和利	議員
		4番	小松崎伸	議員
		5番	鈴木かずみ	議員
		6番	中根利兵衛	議員
		7番	糸賀淳	議員
		8番	椎塚俊裕	議員
		9番	伊藤悦子	議員
		10番	桜井昭洋	議員
		11番	関戸勇	議員

欠席議員		12番	染谷和博	議員
		14番	佐藤清	議員

説明のための出席者

池 邊 勝 幸	企 業 長
藤 井 信 吾	副 企 業 長
中 山 一 生	副 企 業 長
宮 本 栄 三	事 務 所 長
岡 野 明	次 長
鈴 木 充	次 長
糸 賀 重 信	経 営 企 画 課 長
藤 原 勘 一	総 務 課 長
亀 田 誠 男	会 計 課 長
山 口 好 正	業 務 課 長
小 暮 一 郎	工 務 課 長
海老原 敏 夫	管 理 課 長
角 田 裕	配 水 課 長

茨城県南水道企業団議会事務局

根 本 昌 実	局 長
杉 本 弘 樹	書 記
小 嶋 哲 夫	書 記

平成24年第2回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

議 案 第 1 号	茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議 案 第 2 号	平成23年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について
報 告 第 1 号	平成23年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報 告 第 2 号	地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告について

平成 24 年第 2 回茨城県南水道企業団議会定例会
議案質疑

議 員	質 疑 の 要 旨
1 関戸 勇	1 議案第 2 号 1. 給水人口について ①各市別に 2. 普及率について ①各市別に 3. 有収率について ①減となった原因について
2 伊藤 悦子	1 議案第 1 号 1. 水道法の改正理由について 2. 条例改正部分は今までとの違いはありますか 3. 当企業団において布設工事監督者は何人ですか 4. 第42条（6）についての具体的内容について 5. 今後職員の採用にあたって ①採用試験の資格要件になりますか 2 議案第 2 号 1. 22ページ工事 ①震災による漏水修理について

一 般 質 問

議 員	質 問 の 要 旨
1 関戸 勇	1 水質について <ol style="list-style-type: none"> 1. ホルムアルデヒドや昨年3月の放射性ヨウ素への対応 2. 利根川の生き物の変化について 3. 水質検査項目について 2 新たな防災対策の中で「水」についてどう考えるか <ol style="list-style-type: none"> 1. 予想される直下型地震について、「安心して給水できるか」。どのような影響が出るか。 2. 井戸水の活用について 3. 耐震貯水槽について
2 伊藤 悦子	1 浄水費について <ol style="list-style-type: none"> 1. 浄水費の引き下げについての取り組みについて 2. 契約水量は実態のあったものに改訂することについて 2 鉛管と石綿管の取替えについて <ol style="list-style-type: none"> 1. 現状と今後の取り組みについて
3 鈴木かずみ	1 入札改革について <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業団としての課題をどうとらえるか <ol style="list-style-type: none"> ①入札契約の落札率について ②設計価格の変更について ③一般競争入札の基準の変更は検討されないのか ④競争性・透明性の確保について 2 茨城計算センターについて <ol style="list-style-type: none"> ①随意契約か ②何年継続しているか ③メリット・デメリットは

午後 1時35分 開 会

○佐藤隆治 議長

ただいまから平成24年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数11名、14番 佐藤 清議員より欠席の通告、8番 椎塚俊裕議員、12番 染谷和博議員より遅刻の通告があります。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名議員の指名

○佐藤隆治 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、3番 沼田和利議員、4番 小松崎 伸議員、両名を指名します。

◇日程第2 会期決定の件

○佐藤隆治 議長

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○佐藤隆治 議長

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日限りと決定します。

◇日程第3 議案第1号及び議案第2号並びに報告第1号及び報告第2号

○佐藤隆治 議長

日程第3、議案第1号及び議案第2号並びに報告第1号及び報告第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池邊勝幸企業長。

<池邊勝幸企業長 登壇>

○池邊勝幸 企業長

本日は、平成24年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用中にもかかわらずご出席を賜り、ここに開会でき得ますことを心から感謝申し上げる次第であります。

議案の説明に先立ちまして、利根町水道事業との統合後の状況についてご報告申し上げます。

利根町配水場を無人化するための工事も終了し、現在は若柴配水場からの遠隔操作による運転を行っているところでございます。これにより人件費等経費の削減になるものと考えております。また、茨城県企業局の送水管工事も予定どおり終了し、これにより県企業局との契約水量においても有効活用が可能となりました。今後につきましては、茨城県企業局からの受水が可能になったことに伴い、残存しております8カ所の井戸施設の撤去を予定しているところであります。今後も議員の皆様方のご意見を十分拝聴しながら、機会あるごとにご報告させていただきます。

本定例会に上程いたしました案件は、議案2件、報告2件の計4件であります。

それでは、各案件の概要をご説明申し上げます。

議案第1号は、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、平成24年4月1日から水道法の一部が改正され、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について、水道事業または水道用水供給事業を営むすべての地方公共団体が条例で定めることになり、これに伴い茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正し、別紙議案書のとおり、給水条例に布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を追加しようとするものであります。

次に、議案第2号は、平成23年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算についてであります。

初めに、業務の決算概要について申し上げます。

給水戸数は9万681戸となり、前年度末より1,189戸の増となりました。給水人口は22万3,835人で、普及率は81.9%となっております。年間総給水量につきましては2,422万4,117m³で、前年度より22万6,177m³の増となりました。また有収率につきましては87.4%で、前年度より3.5ポイントの減となっております。今後も積極的に漏水防止対策を行い、なお一層有収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、財務の決算状況について申し上げます。

まず、損益勘定における収支の状況であります。

水道事業の総収益は、税込み額で49億5,337万4,493円、総費用については、税込み額で48億7,102万8,272円となり、税抜きでの損益は4,361万4,395円の純利益となりました。

続きまして、資本的収支勘定の決算概要についてであります。

収入は5,230万427円、支出については11億4,300万2,932円となっております。したがって、収入額は支出額に対しまして10億9,070万2,505円が不足いたしましたので、その補てん財源といたしましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額が3,745

万9,027円、過年度分損益勘定留保資金が5億7,552万2,788円、当年度分損益勘定留保資金が4億7,772万690円となっております。

次に、報告第1号は、平成23年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本件は、建設改良費の予算のうち、配水管布設工事等14件で4億3,127万7,000円を地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越しをしたため、同法第26条第3項の規定により報告をするものであります。

次に、報告第2号は、地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告についてであります。

本件は、財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、平成23年度茨城県南水道企業団資金不足比率及びその算定の基礎となる事項について、監査委員の意見書を付して報告をするものであります。

以上が本定例会に上程いたしました各案件の概要であります。ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤隆治 議長

以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案第2号 平成23年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について、監査委員から審査の結果報告を求めます。戸澤淳子代表監査委員。

<戸澤淳子監査委員 登壇>

○戸澤淳子 監査委員

皆様、こんにちは。監査委員の戸澤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、監査委員といたしまして、決算審査及び経営健全化審査の報告を申し上げます。

平成24年6月14日、ここ県南水道企業団事務所におきまして、平成23年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算につきまして、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査を実施させていただきました。また、財政健全化法が平成19年6月22日に公布され、平成20年4月から施行され、財政健全化法第22条第1項の規定に従い資金不足比率を議会に報告し、かつその資金不足比率を公表しなければならないことを受けまして、あわせて審査を実施させていただきました。

審査に当たりましては、事務局のほうより提出されました決算書、決算付属書類、関係諸帳簿並びに証票書類などに基づきまして、関係職員の説明を求めながら審査を実施させていただきました。審査に付された決算諸表は、水道事業の経営及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認めました。

なお、監査委員の意見といたしまして8項目ほど、そして資金不足比率についても提言をさせていただいております。その内容につきましては、お手元の審査意見書のほうに記

載してあるとおりでございます。

私のほうからは、ある程度おおむねのこと、それから3点ほど申し述べさせていただきたいかなと思っております。

平成23年、昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災は、本当に日本に未曾有の被害をもたらし、これは物質面ばかりでなく、我々人々の心の中にも大きなつめ跡を残していきました。国難に立ち向かうためには、日本全体が一つになって、日本人が今までに培ってきた英知を集め、一人一人が自分たちにできることをできる範囲でこのために協力していかなければならない、そういうふうと考えております。復興は単なる被害復旧ではなく、活力ある日本を取り戻すために、未来を視野に入れた抜本的なまちづくりが必要であると思っております。

日本経済は、長引くデフレや震災の影響、円高等、立ち直りの兆しを見せないまま、ヨーロッパの経済危機の影響を受け、また震災による復興財源、今国会でも問題になっております社会保障と税の一体改革、雇用問題等、課題が山積みしている状況でございます。当企業団内におきましても、管内企業の大半が中小零細企業であります。事業規模の縮小を余儀なくされて厳しい経済情勢にあると、このように考えております。

水需要を取り巻く環境も、景気の低迷や人口の減少、さらに震災による電力不足による節電に伴う環境意識の高まりによる節水思想の普及など、依然として厳しい状況が続くものと予想されております。このような中であって、営業収益につきましては、対前年比94%と減少しております。これは、3.11震災による漏水分の減免措置を行った分も含めてでございます。

しかしながら、経費節減に努めた結果、当年度純利益は4,361万となりまして、前年度繰越欠損金3,470万円を補てんし、なおかつ891万の剰余金となりました。これは、平成22年度におきまして、年度期末における全職員相当分の退職手当金を一括計上したことによる損失でございます。これを本来であれば5年で補てんしていこうという、利益に持っていこうという計画でございましたが、1年で補てんできたということは評価に値することかなと思っております。

ただ、経費節減の一端に、鉛給水管布設替工事を抑えたこと、これは注視する必要があるもので、ここはご注意願いたいと思っております。布設替工事を予定どおり行っていれば、多分減価償却費ももっと多いと思いますし、当年度純利益とはならず、資金繰りにも影響が出ていたのではないかなと考えられるところでもございます。

それでは、主な3点ほど申し上げます。

第1点目は、東日本大震災を教訓に、ライフラインである水の確保、水道施設の維持管理に万全を期し、水道施設の耐震化事業や老朽化施設、設備の更新に当たって、将来を見据えたビジョンの計画を見直し、着実に実施するようお願いしたいと思っております。やはり世の中何が起きるか今わからない状態でございます。想定外が本当に数多く起こって

おるところでもございます。やはりビジョンというのはあくまでも、掲げるものではありませんけれども、ある程度計画的に、長期、中期、短期とやはり見直しが必要なのではないかなと思っておるところでございます。

第2点目は、先ほど企業長のほうから、利根町との統合の状況についてご説明がありましたけれども、その利根町との水道事業を統合しておるところで、その上での資産債務等を引き継いだ後の運用、それについては十分に配慮する必要があるのではないかなと、このように思っております。

第3点目は、毎年申し上げていることなんですけれども、給水原価と供給単価の逆転現象の改善でございます。23年度の給水原価は1㎡当たり220.28円、これに対し供給単価は206.12円です。これは、長年原価割れで供給しており、この損失は給水加入金で補てんされているところでございます。また、この給水加入金については年々減少傾向にあります。給水収益増加が必要であり、そのためには加入者促進のさらなる推進を図り、原価に関しては県企業局に対する受水費値下げのさらなる努力、その他建設工事費、委託料等、合理化に向けた事務事業の再度見直しの徹底が必要であり、さらなる経営の効率性、恒常性を目指す必要があると思っております。

また、供給単価の推移を見ますと、供給単価は7年連続減少となっております。給水原価との差が広がる傾向にありましたけれども、平成24年度からの利根町水道事業を統合することにより発生するメリット、給水水量増大、これに期待したいかなと、このように思っております。

最後になりますけれども、水道事業の運営に当たりましては、組織等、常に危機管理を持ち、災害等不測の事態に備えて応援体制の確立や訓練の実施など、迅速かつ的確な対応がとれるよう体制づくりに努めるとともに、老朽化した配水管や水道施設の整備及び耐震化等の事業を計画的に推進するために、更新需要や財政収支の見直しを検討し、財源の確保並びに適切な投資による事業運営の経済性をさらに発揮する必要があると思っております。今後も財政状況を的確に把握し、事業の実施計画について点検、評価、検討、見直しを行いながら施策目標の達成に取り組み、引き続き経営基盤の強化と災害に強い安定的な水の確保並びに良質な水の供給に努めるよう期待しております。

以上をもちまして、決算審査等の報告を終わります。ありがとうございました。

○佐藤隆治 議長

ここで、着席のまま暫時休憩をいたします。戸澤監査委員所用のため退席いたします。ありがとうございました。

休 憩 午後 1時56分

再 開 午後 1時57分

○佐藤隆治 議長

再開いたします。

午後1時56分、8番 椎塚俊博議員、出席であります。

これから質疑を行います。通告の順番に発言を許します。

11番、関戸 勇議員。

<11番、関戸 勇議員 登壇>

○11番（関戸 勇 議員）

11番、日本共産党の関戸 勇です。初めての議案質問をさせていただきたいと思っております。議案第2号、23年度の決算報告についてです。

決算を見せていただきました。

1番目ですが、給水人口について。22年度と比べて、各行政区ごとの給水人口はどうなっているかというのをお聞きしたいと思っております。

2番目、普及率について。22年度と比べて、各行政区ごとでどうなっているのかお聞かせいただきたい。

3番目、有収率についてですが、3.5ポイントというのは物すごい量だというふうに思いますが、その原因は何なのかお教え願いたいと思っております。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

関戸議員のご質問にお答えいたします。

各市別の給水戸数、給水人口及び普及率について、平成24年3月31日現在で申し上げます。

龍ヶ崎市は、給水戸数2万2,855戸で363戸の増、給水人口は5万7,595人で659人の減、普及率は72.0%で0.4ポイントの減となりました。

取手市は、給水戸数3万9,529戸で225戸の増、給水人口は9万5,265人で149人の増、普及率は86.4%で1.0ポイントの増となりました。

牛久市は、給水戸数2万8,277戸で581戸の増、給水人口は7万975人で1,181人の増、普及率は85.3%で0.8ポイントの増となりました。

次に、有収率につきましては87.4%で、前年度決算と比較いたしますと3.5ポイントの減となりました。その主な原因といたしましては、震災による道路漏水とメーター以降の宅地内漏水によるものでございます。

以上でございます。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。11番、関戸 勇議員。

< 11番、関戸 勇議員 登壇 >

○11番（関戸 勇 議員）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

有収率について、配管損傷、それから道路からの漏水ということなんですが、3月11日の地震があって、それで起きた漏水と、その後、1カ月ぐらいで、1カ月以降ぐらいから結構なんですが、余震が続いていると思うんですが、それによって起きたもの、そういう点では直接3月11日の地震によって起きたものと、余震によって起きたものというのはどんな感じなのか、パーセンテージでわかればお教え願いたいと思います。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

< 宮本栄三事務所長 登壇 >

○宮本栄三 事務所長

東日本大震災の道路等の水漏れ修理件数は、龍ヶ崎市で46件、取手市が72件、牛久市で39件で、大震災のときには合計157件ありました。その後、余震が続いていますけれども、余震の影響でどれだけ件数がふえたかというのはちょっと把握しておりません。

以上です。

○佐藤隆治 議長

よろしいですか。

○11番（関戸 勇 議員）

はい。

○佐藤隆治 議長

これで関戸 勇議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。9番、伊藤悦子議員。

< 9番、伊藤悦子議員 登壇 >

○9番（伊藤悦子 議員）

通告に従いまして、2議案について質疑を行います。

初めに、議案第1号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてです。

この条例改正は、平成24年4月1日から水道法の一部の改正に伴い、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者の資格基準について条例に追加するものです。

そこでお伺いいたします。

1つ目に、水道法の改正理由と趣旨について。

2つ目に、条例改正部分は、今までとの取り扱いについて違いがあったのかどうか。

3つ目は、当企業団において布設工事監督者は何人になるのでしょうか。

4つ目は、条例第42条、水道技術者管理の資格、6項の部分で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道に関する講習の課程を修了した者となっていますが、具体的な内容はどのようなもののでしょうか。

5つ目は、今後職員の採用に当たって、採用の資格要件になるのでしょうか。

以上、5つについてお答えをいただきたいと思います。

次に、議案第2号 平成23年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算についてです。

22ページ、2. 工事、(3) 保存工事の概況についてです。

震災による漏水のことについて、今、関戸議員のほうから質問もありましたが、私のほうは重ならないように質問をいたします。

震災による漏水修理894万6,000円とあります。この修理の状況と、震災による漏水修理はすべて終わっているのでしょうか。また、残っていればその状況と、完了時期についてお答えをいただきたいと思います。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、水道法の改正理由についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、この法律は、地域主権改革に基づくルールづくりの権限を国の議会から地方の議会に移譲することを目的に、去年の8月に成立したものでございます。その関係法律の整備の一つとして水道法の一部が改正され、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について、水道事業を営むすべての地方公共団体が条例で定めることになりました。これに伴い、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正し、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する規定を給水条例に追加しようとするものであります。

次に、条例を改正、追加した部分は今までと違いはあるかとの質問でございますが、現行法令の基準をそのまま条例化したものでありますので、これまでの水道法令を準拠した布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に違いはありません。

次に、当企業団において布設工事監督者は何人かのご質問であります。第41条第5項に規定する「10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」による資格要件により資格を有する職員は、現在事務系に配属されている職員を含めて33人お

ります。

次に、水道技術管理者が有すべき資格、第42条第6項に規定する「厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者」の具体的な内容についてありますが、これは日本水道協会が行う水道技術管理者資格取得講習会のことでありまして、その講習会には水道事業体での15日間の実務研修が含まれております。

次に、今後の職員採用に当たっての採用試験の資格要件になるかとの質問であります。布設工事監督者及び水道技術管理者が有すべき資格には、水道に係る専門課程の習得ごとに2年から10年の水道工事に関する実務経験が必要であり、特に受験資格の要件とせず、採用後の先輩からの技術の継承や構成自治体の置かれた状況等に対応した現場経験により、質の高い布設工事監督者及び水道技術管理者を育成してまいりたいと考えております。

次に、震災による漏水修理についてであります。先ほど述べましたが、漏水修理件数は175件ありまして、そのうち布設替をしないと修理できない箇所が2件ありました。1件は、龍ヶ崎市の川原代町の口径250ミリの配水管の布設替工事で、平成23年度に完了しました。これは、決算書に載っています894万6,000円であります。残り1件は、龍ヶ崎市佐貫の関東鉄道佐貫駅付近の踏切の下を推進している口径200ミリの配水管の布設替工事で、本年度に完了予定であります。

以上でございます。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。9番、伊藤悦子議員。

<9番、伊藤悦子議員 登壇>

○9番（伊藤悦子 議員）

すみません、答弁の確認なんですけれども、漏水修理箇所、関戸議員には157件と行って、私には175件と……

○宮本栄三 事務所長

いや、間違いですね。157カ所。

○9番（伊藤悦子 議員）

そうですね。そこだけ確認したかったんです。すみません。

○佐藤隆治 議長

これで伊藤悦子議員の質疑を終わります。

これで提出議案の質疑が全部終わりました。

◇討論

○佐藤隆治 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。反対の方ありませんか。

9番、伊藤悦子議員。

< 9番、伊藤悦子議員 登壇 >

○9番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤悦子です。日本共産党を代表しまして、平成23年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について反対討論を行います。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災と福島原発事故は、日本に未曾有の被害をもたらしました。被災地域住民の皆さんは家族、知人を亡くし、悲しみを抱き、住居と仕事を初め、生活と生業の再建のめどさえ立っていません。1年5カ月が過ぎようとしているのに、今なお救済が必要な状態のもとで日々を過ごされています。一日も早い救済と復興、原発事故の収束を望むものです。

今、国会では、まさに社会保障と税の一体改革として消費税を2014年に8%、2015年に10%を増税する法案の採決を強行しようとしています。多くの国民から強い批判と抗議が上がり、昨日、日本共産党など野党7党が内閣不信任決議案の提出をしました。こうした中、経済が回復せず、年金の引き下げや働く人々の賃金が減っており、市民生活はますます厳しくなっています。今こそ家計を温める施策がますます求められるところです。

23年度決算は、一昨年の退職金の一括計上も大きく影響し、水道利用者からの高い水道料金の引き下げ、使わない分まで払うのは納得がいかない、こうした声にこたえていません。また、経費節減の一環として鉛管布設工事が抑えられたことは問題だと考えています。

以上の理由で、議案第2号の反対討論といたします。

○佐藤隆治 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

< 発言する者なし >

○佐藤隆治 議長

そのほかありませんか。

< 発言する者なし >

○佐藤隆治 議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◇採決

○佐藤隆治 議長

これから議案第1号及び議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第1号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

< 賛 成 者 起 立 >

○佐藤隆治 議長

起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

議案第2号 平成23年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算については、原案のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○佐藤隆治 議長

賛成多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり認定しました。

◇日程第4 一般質問

○佐藤隆治 議長

日程第4、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。11番、関戸 勇議員。

<11番、関戸 勇議員 登壇>

○11番(関戸 勇 議員)

11番、関戸です。一般質問をさせていただきたいと思います。

まずは、安全・安心な水、水質について。

私は、1年前の災害を通じて、安心して住める町になっているだろうか、なってないをつくづく思いました。本来ならば建ててはいけない場所に住宅が建ち、危ない。避難しなくてもよいまちづくりになっていない。全国的に見れば、福島に見られるように、起きたら手のつけられない原発、あの千葉の市原のコンビナート火災、住民としては、あるいは行政としても何ともならないような、そういう状況が起きました。これは水行政でも同じことではないだろうかというふうに思います。こうした視点から質問をしたいと思っています。

ことし3月18日、埼玉県の浄水場でホルムアルデヒドが検出され、大きな問題になりました。私が住む取手市戸頭は、橋を渡ると向こう側が柏。柏から大量に車が入りました。渋滞になりました。飲料水を買いに来たんです。スーパーは80トン追加したけれども、全部売り切れ。その際に、取手の市民は利根川の水じゃないんだ、きっと小貝川か鬼怒川なんだ、こういう話が出ました。恐らくこの県南水道企業局にもこの問題で問い合わせが来たと思います。

そこで、1番目の質問なんですが、ホルムアルデヒドのような物質は、どこがどのような方法で年に何回ぐらい測定しているのでしょうか。当然水道水をつくっている県企業局だと思いますが、この企業団ではどうでしょうか。

2番目、農薬について以前大きな問題になりました。県企業局は、国の規定で年2回だと。いつやっているかということをなかなか言いませんでした。12月と2月、後からわかりました。農薬が一番少ない時期でありました。今でもこういう農薬などについてどのように、何回ぐらい検査されているのでしょうか。

3番目、今回、3月20日以後、県は水海道浄水場で検査しているので、取手浄水場ではこのホルムアルデヒドの検査をしていません。汚染された水は、利根川の右岸を流れているから、千葉県側を流れているから、途中から小貝川も入っているしという話がありました。川の流れは、電車と違って、上り車線に走っている電車がいきなり下りに入ることは、電車の場合はありません。しかし、川の流れは複雑ですから、当然20日だってしっかりはかるべきだったと。県の企業局の姿勢は大変問題があると思っていますが、この点いかがですか。

4番目です。きょうお渡ししている資料、水道水からの放射線ヨウ素検出結果というのをお渡ししています。これは、ご存じのようにあの福島原発爆発によりまして大量に落ちた放射能、死の灰が川にも流れ、あらゆるところに汚染をしましたがけれども、放射線ヨウ素、半減期は短いのですが、すぐに水道に出ると。当然22日、東京江戸川、金町の浄水場から出ました。私は、県にも電話をしました。利根川はどうなんだと。同じ利根川水系です。あのホットスポットの状況を見れば、むしろこちら側のほうが危ない、そういう状況です。22日、23日も検査をしていません。24日になって、県南水道企業局が頑張っって戸頭の配水場の検査をして106.5ベクレル、この放射線ヨウ素を検出する、直ちに乳幼児に対する給水をとめたと、ご存じだと思います。このとき、守谷は81.1、ご存じのように、守谷は地下水を2割投入しておりますので、ブレンドしていますから、当然地下水には出ていませんから、こういう結果になりました。私は、県にも抗議しましたがけれども、なぜ出さないのか。当然、県南水道企業当局もやっていると思いますが、どんな答えだったのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

私は、その後、セシウムの濃度、ホットスポットなどから、利根川浄水場では金町のデータ以上に出ていた可能性があるとして、3月22、23は特に高いので、もしかしたら大人の制限さえあったかもしれない、これもしかかも暫定基準であります。今セシウムでも200ベクレルから1リットル10ベクレルと、20分の1に下がっている。放射線ヨウ素に至っては、甲状腺にすぐに集積されますから、ですからヨウ素剤を配るといえることが言われるんですけども、大変深刻なのであります。

今、子育て世代がホットスポットの地域から転居を考えて実行して、柏では昨年度だけでも3,000人が転出したと。子育て世代であります。若い世代の転出は本当に深刻です。転出の理由に放射能汚染があります。実は、飲み水も重大なんです。あの放射線ヨウ素が問題になってから、県南水道の水を飲まずに水を買っている若いお母さんたちがたくさんいらっしゃいます。ホルムアルデヒドが出たときにも、もう既にうちは県南水道を飲んでいないから大丈夫よ、お金を払ってやはり安心な水を求めている。子供の健康調査、ホールボディカウンターを実施している、こういう行政も県南にあります。取手市議会ではこの問題について抜け駆けはやめるんだというような驚くべき発言をした部長があります。そういう意味では本当に鈍感だと思っています。

5番目の質問ですが、今日起きている事態に真剣に向き合い、安心・安全な飲み水を供給する水道企業団として、この放射線ヨウ素に見られるように、県企業局のこういう姿勢について、改めて企業団の見解、姿勢をお聞きしたいと思います。放射線セシウムは、発達期にある胎児や乳児では甲状腺に一気に吸収される。本当にそういう意味で、県の姿勢は二重にも三重にも重大な問題だというふうに思っているわけでありまして。そういう点から、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。

さて、私は、昭和50年に取手市につくられました戸頭団地に東京の品川から移りました。移って、このように夏の暑い日でも手が冷たくなるぐらいの水道の水、冬は湯気が出るような温水、本当にうちのかみさんも、妻ですが、ガス代が助かると。冬にお湯を沸かすのに、つまり水が温水から楽なんですね。夏は逆に言えば冷蔵庫が要らないぐらい、トマトでも冷やせるような水。これがよくわからないうちに全く逆になって、夏はもう24度ぐらいです、私のうちから出てくる蛇口の水は。冬は逆に冷たい水で、触ると手がしびれるように、全く逆になりました。何でこんなに変わったのかということをお聞かせいただきたいというふうに思っております。

私は、取手市の第5次総合計画策定委員会、市民として参加をして、そのときに取手市の第1次総合計画の人口想定についてお聞きしました。昭和65年に取手市の人口は16万5,000人になると。これが第1次の総合計画でした。何でそういう計画になるのかと。30年たっても8万人、なぜなのか。この質問に、調べたけれども、よくわからない。ただ、人口がふえるというのはいいことだというふうに答えられました。しかし、この人口想定が、実は水需要にとって大変大きな意味を持つ、つまり利根川の水を飲料水として使うようになったということでもあります。昭和40年代の後半に、水についてのマスタープランが各県でもつくられました。茨城県では400万人の想定をしました。300万人いったところでとまって、今や280万、70万、そういう意味では本当に人口想定が100万人も違うと。そういう点で、本当にこの人口想定と水の関係というのは大変大きいというふうに思っております。どんなに契約水量を高くしても、雨が降らないで川に水がなくなれば、水はとれません。そういう意味で……

○佐藤隆治 議長

関戸議員に申し上げます。関戸議員、質問の要旨に従って、順次質問を続けてください。よろしく申し上げます。

○11番(関戸 勇 議員)

はい。そういう意味で、私は今、水の需要がどのくらいか、特にこの県南水道企業団の状況を見て、給水状況を見て、夏と冬、平均して1日1人どのくらいの水を使っているかということをお聞きしたいと思います。

時間が超過しますので、次の質問に移ります。

私は、環境保護団体の一員としてもこの間活動してきましたが、利根川の水と自然を守

る取手連絡会という保護団体がありまして、きょうお渡ししている資料、これはことしの5月の利根川の水質調査というものをしています。約22年にわたり、毎年、年6回調査をしながら、全く自主的に、それぞれの問題があるときにいろいろな行動をしながら、川の水を見守り続けている団体であります。私が住んだ戸頭でも、当時はウナギやナマズや、もういろいろな生き物がいました。しかし今、川岸には全くいません。湖底生物はほとんどいません。驚くべき利根川の水の変化であります。この変化は何で起きているのかということについて、もしつかんでいたらお聞かせいただきたいし、県企業局との関係で、こういう問題でもし聞かれていたらお聞かせいただきたいというふうに思っています。

さて、10番目ですけれども、水質にかかわってもう一つお聞きしますけれども、環境ホルモンが大きな問題になり、水道の水をつくる浄水場を持つ団体や、県南水道のように給水する団体では検査項目が物すごくふえました。物すごい大きなお金がふえたと思いますけれども、末端の給水施設までそういうような検査というのは義務づけられているのでしょうか。そこをお聞きしたいというふうに思います。つまり、例えばマンションの給水を持っているようなところ、そういうところについて管理組合にそういうことが義務づけられているかどうか。私は必要ないと思っていますが、どんなふうになっているかお聞きしたいと思っています。

さて、最後の問題ですけれども、冒頭、私言いましたように、市民の暮らしと水の問題というのは大変人が生きる上でも大事ですから、防災という点からも大変大事だというふうに思っています。あの3月11日、県企業局の浄水、この配水管については相当な損傷が起きました。そのことによって、多くの地域で水がとまるという問題が起きています。地震は3月11日で終わったわけではなくて、まさに茨城県南部を震源とする震度7クラスの地震についての警戒が呼びかけられています。そういう状況のもとでやっぱり対応しなければならぬだろうというふうに私は思います。そういう点で、震度7クラスのそういう地震を想定して、どんなような配管が傷むかとか、水道の給水がどうなるかとかというのを想定していればお聞かせいただきたいというふうに思います。

12番目の問題ですけれども、井戸についてお聞きしたいと思います。

井戸は、放射線ヨウ素でも守谷で大きな威力を發揮しましたが、今、全国的には災害対応のためにたくさんの井戸が掘られ、新たに追加されています。そういう意味では、大きさはいろいろありますけれども、大変重要な問題だろうというふうに思っています。県南水道で今は井戸をどの程度持っているのか、もしわかればお聞きしたいし、防災という点からこの井戸についてどのようにお考えになっているかお聞きしたいというふうに思います。

最後になりますけれども、県南水道から水道を受給されている中で、耐震貯水槽は今の程度あるのでしょうか。5トンクラスになると思うんですが、5トン以上クラスになるとは、どの程度あるのか、もしわかれば、数と量がわかれば幸いなんです

が、お教えいただきたいと思います。

長くなりましたけれども、本当に水行政、安心・安全に生きるという意味では大変重要な問題だというふうに思っています。そういう点からいろいろ質問させていただきました。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。答弁お願ひします。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

関戸議員のご質問にお答えいたします。

ホルムアルデヒドにつきましては、ことしの5月19日の新聞紙上にて、利根川水系の浄水場で国の基準値を上回る数値が検出され、取水を停止したとの報道がございました。その報道を受けまして、当企業団でも利根川浄水場と連絡をとり、水質検査結果が基準値内であることを確認し、ホームページ上で、国の定める基準値内であるので飲用に際し問題はありませんと公表を行い、構成団体各担当課にも連絡しました。その後、しばらく経緯を見守る必要があるものと判断し、利根川浄水場に水質検査を臨時で行うよう要請を行い、3時間ごとに結果を公表することとなりました。結果は、ホルムアルデヒドの検出値は基準値を下回り、安定していました。公表は5月17日から5月27日まで実施いたしました。

なお、ホルムアルデヒドの定期的な水質検査の回数につきましては、県企業局に問い合わせをしましたところ、年4回実施しているとの回答でございました。また、当企業団でも年4回、ホルムアルデヒドの水質検査を行っております。

次に、農薬関係の水質検査につきましてですが、浄水を行っている県企業局では、周辺で農薬を頻繁に使用する期間、5月から8月にかけての2回、そのほかの期間で2回、合計年間で4回検査を行っているとの回答でございました。

それと、放射能の検査につきましては、当初、県企業局としてはあくまでも使用者側、末端事業者の責任で実施をすべきとの回答でありました。その後、強く県企業局に対し水質検査実施の要望を行い、結果として県の測定機関を通して平成23年3月24日から現在に至るまで、無料で当企業団の各配水場の水の放射能検査を行うようになりました。その結果はホームページ上で公表しております。

次に、利根川の生き物の変化ということについてのお答えをいたします。

平成23年度決算における1人1日最大給水量は344リットル、1人1日平均給水量は296リットルとなっております。

利根川の生き物の変化について、県と協議したことはありませんので、今後の研究課題としたいと思います。

それから、井戸水から表流水に切りかわった理由ですが、昭和57年に取水を井戸水から

表流水に切りかえた理由につきましては、地下水の水質悪化と、人口増に伴う水量の不足という2つの原因があり、安定的に安全な水を供給するため、利根川水系より受水を開始したという経緯がございます。

水質検査項目についてお答えいたします。

貯水槽水道の水質検査の実施についてでございますが、受水槽の容量によって管轄が分かれています。10^mを超えるものは簡易専用水道として水道法の適用を受け、5^m以上、10^m以下は小簡易専用水道として茨城県水道条例が適用されますので、1年以内ごとに1回、定期的に水質検査を行わなければならないとされております。検査項目は10項目で、検査費用は約7,000円でございます。5^m未満は、茨城県南水道企業団給水条例により自主検査となっております。

次に、直下型地震についてお答えします。

震度7の地震が発生した場合、安心して給水できるかとのことですが、配水施設の耐震化だけでは不可能と思われまます。茨城県企業局の送水管が破損して受水ができなくなった場合、当企業団から使用者への給水は不可能になりますので、茨城県企業局に対し送水管の耐震化と漏水発生時の早期修繕を要望しているところでございます。また、当企業団の配水管が破損した場合、供給停止または一部地域の断水になると思われまます。当企業団の老朽化した配水管に関しては、早期布設替工事の計画、耐震管の布設替工事を順次実施しております。

次に、井戸水の活用について。

当企業団で保有している井戸は、若柴配水場内に1カ所、牛久配水場内に1カ所、取手市米ノ井に1カ所、取手市戸頭に1カ所で、計4カ所でございます。この井戸は、利根川水系に切りかえたときに4カ所だけ残したものであります。緊急時に使用できるかと言われまますと、水道水質基準、滅菌設備等の問題があり、飲料水としては使用しておりまません。現在、有効利用できるよう検討しております。

最後に、耐震貯水槽についてお答えします。

現在、当企業団の給水区域内において各市町が管理している飲料水兼用型の耐震貯水槽は、各市がそれぞれ3基、利根町が2基保有しており、合計11基となります。また、貯水容量はそれぞれ100^mであります。その他、1,000近くの貯水槽、受水槽が設置されておりますが、耐震型であるかどうかは把握しておりまません。

以上でございます。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。11番、関戸 勇議員。

< 11番、関戸 勇議員 登壇 >

○11番(関戸 勇 議員)

2回目の質問をさせていただきたいと思ひます。

丁寧な答弁ありがとうございます。

今、1人当たりのどのくらい水を使うのかということで、最大340、平均260というのが出されました。それで、よく水が足りるか足りないかと、人口がどのくらいで、どのくらい飲むかというような計算がされるんですが、この260リットルで見て、そのうち何%くらいが戻るか。つまり、暮らしていく上で水を使うのですが、どのくらいが外に出るか。よく取手では、守谷の方が出した水を次の日は私たちが水道として飲んでいるというふうに言っています。つまり、水は循環をしていますから、1人が何リットル使って、それで全部なくなるわけではなくて、それが洗濯やお勝手や全部使って、また川に戻るわけです。そういう意味で、使用量260リットルのうちどのくらいが戻るかというのをわかればお聞かせいただきたい。8割戻るのか、9割戻るのかということになるのかなというふうに思います。

それから、井戸水の件なんですけど、今、県南水道企業団が持っている井戸について、それぞれどのくらいの能力があるのか、それから常時流していると思うんですが、1日どのくらい流しているのか、わかればお聞かせいただきたいと思います。

2回目です。よろしくお願いします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

1人1日平均給水量が296リットルとなっております。それで、一般的に1人が1日に使用する水量の割合は、東京都水道局の調査によりますと、トイレが28%、お風呂24%、炊事23%、洗濯17%、洗顔その他8%となっており、人が直接取り入れる割合は1%にも満たないものであるかと予想されます。

以上です。

○佐藤隆治 議長

鈴木 充次長。

<鈴木 充次長 登壇>

○鈴木 充 次長

井戸水の能力というお話でしたので、私が答えていきたいと思います。

今、県南水道に4カ所井戸がございます。その井戸が、多少ばらつきがございますけれども、1日に1,500から2,000 m^3 ぐらいの能力を持っております。

先ほどおっしゃられた、常時流しておるのではないかというお話なんですけど、井戸水につきましては、週に一遍、15分程度の試験運転をいたしております。常時水の揚水は行ってはおりません。一応井戸としては、県の届け出は非常用という位置づけになっております。

以上であります。

○佐藤隆治 議長

11番、関戸 勇議員。

< 11番、関戸 勇議員 登壇 >

○11番（関戸 勇 議員）

3回目です。1つだけです。

先ほど、生き物の話をしました。二十数年、川の変化をずっと見てきまして、生き物に大きな変化が出ているということ为先ほど言いました、本当に湖底生物がどんどんいなくなった。あれだけいたミヤコタナゴも、タニシも、カラスガイも、もう全くいないという状況になりました。これは取手の戸頭の利根川でございます。ほとんど同じ状況が下流に、取手市内はほとんど同じ状況があります。こういう事実について確認をされているかどうかというのを最後にお聞きして、終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇 >

○宮本栄三 事務所長

関戸議員のご質問にお答えします。

利根川にタニシですか、シジミですか、いなくなったという、そういう確認はしておりません。でも、多分、私も子供のころから牛久沼の周辺に住んでいますので、シジミがたくさんいました。でも、現在はいません。その程度でございます。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで関戸 勇議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後3時といたします。

休 憩 午後 2時47分

再 開 午後 3時00分

○佐藤隆治 議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告の順番に発言を許します。9番、伊藤悦子議員。

< 9番、伊藤悦子議員 登壇 >

○9番（伊藤悦子 議員）

通告に従いまして、一般質問を行います。

初めに、浄水費についてです。

当企業団は、県より水を買ひ、浄水費として県へ料金を支払っています。市民の皆さんからは、高い水道料金を引き下げてほしいという願いが一貫してあります。特に、基本料金の10トンを使わない方々からは切実な声が上がっています。水道料金引き下げのためには、浄水費の値下げが求められるところです。浄水費は、平成23年度決算で経費の52.6%を占めています。県西広域水道では、既に引き下げが行われました。当企業団は、浄水費引き下げの要請を行っていますが、23年度の取り組みと県の回答はどのようなものであったか、また今後の取り組みについて伺いをいたします。

次に、鉛管と石綿管の取り替えについてです。

鉛管と石綿管の現状について伺いをいたします。

また、鉛管の取り替えは、23年度は工事を抑えています。今後の計画について伺いをいたします。

また、石綿管は国庫補助がなくなるといいます。それぞれの取り替え工事について国の補助を求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

1回目の質問といたします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。池邊勝幸企業長。

<池邊勝幸企業長 登壇>

○池邊勝幸 企業長

伊藤悦子議員の浄水費の引き下げについての取り組みについてのご質問にお答えいたします。

当企業団にとって、この浄水費の引き下げが経営改善における最大の課題であると認識をしております。今年も4月20日に、県南広域受水8団体で値下げの要望書を提出いたしました。当企業団単独の要望書も8月21日に提出する予定でございます。茨城県の回答は、現在県企業局では、霞ヶ浦浄水場の1期及び2期改築工事、利根川浄水場の施設更新、管路更新などの施設整備を行っており、将来の料金の高騰を抑えるためには施設整備費の確保が必要であるとの説明をされております。今後も粘り強く浄水費値下げの要望をしてまいります。

他の質問につきましては、事務局より説明をさせます。

○佐藤隆治 議長

宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

鉛給水管布設替工事についてであります。平成23年度は237件の取り替えを行いました。平成24年3月31日現在の鉛管の残存件数は8,412件であります。今回統合しました利根町が1,115件残っておりますので、合計しますと9,527件となります。今後は、基本計画の中で見直しをかけ、財政を見きわめながら布設替を進めていきたいと考えております。

国からの補助については、日本水道協会及び全国水道企業団協議会を通して要望してまいります。

次に、石綿セメント管布設替工事についてお答えいたします。

平成23年度は国庫補助事業と下水道工事等による布設替工事を合わせますと1,917メートルの取り替えを行い、残存距離は7万26メートルであります。地区別残存距離は、取手市2万9,471メートル、牛久市2万9,903メートル、龍ヶ崎市1万652メートルであります。なお、利根町は残っておりません。

平成23年度で国庫補助が終わりましたが、今後も現在策定中の基本計画の見直しに沿って、財政収支を見きわめ、石綿セメント管を耐震管に布設替してまいりたいと考えております。

最後になりますが、国庫補助については、今後も継続するように、日本水道協会及び全国水道企業団協議会を通じて要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。9番、伊藤悦子議員。

<9番、伊藤悦子議員 登壇>

○9番（伊藤悦子 議員）

2回目の質問を行います。

まず初めに、契約水量についてです。

浄水費については、料金の引き下げを行っているということで、引き続き行うということです。これについては、本当に経費の半分以上を使うというところでは経営にとっても大変でしょうし、ここが改善されない限りは利用者への水道料金の引き下げもないというふうに思っていますので、引き続き強い態度で臨んでほしいと思います。

その契約水量についてです。今、料金の引き下げということでしたけれども、そもそも契約水量についてですが、契約水量そのものを全部利用者が使っているかということ、今までもそうではありませんでした。そういった意味では、契約水量の見直しを求めるべきだと思います。4月より利根町が加入をいたしました。県企業局との水道用水の需給契約の変更が決算書でも報告をされています。その契約水量とその量についての根拠、また利根町との統合による日最大使用量は幾らになるのでしょうか。そのものも見ながら、今言いましたように、契約水量と使用実態の差があれば、使用者は使わない水の分まで負担をすることになります。高い水道料金へとなるわけですから、契約水量は使用実態にあわせて

契約の見直しを行うべきですが、いかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

それと、今、鉛管と石綿管の取り替えは基本計画の中で行うということでしたが、財政状況を見ながらということですのでけれども、少なくとも、財政状況もあるとは思いますが、必ず基本計画の中で少しずつでもきちんと直していく、取り替えていくということについての考え方を再度お聞きしたいと思います。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

県企業局との需給契約の内容の変更についてであります。利根町統合のメリットの一つとして、契約水量の有効利用があります。統合時に利根町が持っていた日量4,175 m^3 のうち、2,500 m^3 を守谷市に恒久融通したことにより、県南水道持ち分8万8,700 m^3 と利根町持ち分1,675 m^3 を合わせて、日量9万375 m^3 となりました。今後の契約水量の変更はありませんので、このままの契約となります。

それと、1日最大給水量につきましては、現在県南水道が7万6,189 m^3 、利根町が6,886 m^3 となり、合わせて8万3,075 m^3 となっております。

また、使用実態に合わせて契約水量を変更すべきとお話ですが、先ほどの数値より算出いたしますと、水源余裕率は8%となり、かなり厳しい状況となっております。差し引きをいたしました7,300 m^3 を5つの配水場における24時間の余裕として算出いたしますと、時間当たりわずか60 m^3 となり、余裕と言える数値でないことがご理解いただけるかと思えます。

それと、鉛管取り替えでございますが、水道事業基本計画書の中でも盛り込みますが、毎年少しずつではありますが、これからもやっていくつもりでございます。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。9番、伊藤悦子議員。

<9番、伊藤悦子議員 登壇>

○9番（伊藤悦子 議員）

契約水量の見直しについてです。

今、余裕水量ということでお話がありましたけれども、8%で7,300 m^3 ということでした。この余裕水量についてなんですけれども、今まで私どもは、契約水量と使用水量、それを契約水量を実態にあわせて行うべきということでお話をしてまいりました。この余裕水量の考え方というのはどういうことなんでしょうか。もし緊急時に何かあれば、お水は流れてくるわけですから、そのままとまるということはないわけですね。契約水量は基

本料金そのものにもかかってくるわけですから、現実的に使うとなれば、使用水量としての1立方45円を払うことになるわけですから、契約水量までのことについてはきちんとやはり日最大で実態にあわせて契約することが大事ではないかと思っておりますので、ぜひそのことについて再度お答えをお願いをしたいと思います。

さらに、今後人口減も言われているわけなので、その点についても再検討が必要ではないかと思っておりますが、そのことについても答弁をお願いをしたいと思います。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

浄水費について、契約水量は実態にあったものにするということについてでありますけれども、水源余裕率について、他の事業体と比較いたしますと、横浜市が43.4%、東京都が31.1%、日立市が74.5%等であり、給水規模が同等の事業体と比較しましても、草加市が21.0%、福島市が47.2%、山形市43%と、非常に余裕のある数値が業務資料として公表されております。その数値と比較しますと、当企業団は契約水量に非常に余裕のない、厳しい状況で運営しているのが現状であります。

緊急時の水量につきましては、通常の配水量に加えて必要になる水量ということになります。火災発生時の消火水量、配水管の洗浄に必要な水量、その他新規の多量給水依頼への対応などが考えられます。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで、伊藤悦子議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。5番、鈴木かずみ議員。

<5番、鈴木かずみ議員 登壇>

○5番（鈴木かずみ 議員）

皆さん、こんにちは。日本共産党の鈴木かずみです。

入札について質問をいたします。

入札改革が激しく論議されて、各自治体での多少の改革がされてきているようにも見えますけれども、談合と不正行為の防止と入札制度の透明性、競争性、公平性を高めることには多くの課題が残されております。先進事例によりますと、自治体によっては入札の監視委員会などをつくって入札制度の改善を図っているところもあります。県南水道でいえば、予定価格の事前公表であったり、郵便による入札の受け付け等々の改善はされてきたかとは思われますが、本当に透明性、競争性、公平性が確保されているのかどうか、依然として課題の多い問題ではないかと質問をする次第です。

1 番目に、企業団としての課題をどうとらえるかということです。

平成23年度の決算における審査意見書の中でも、先ほど戸澤監査委員から8項目の指摘がされました。その中の④を中心に質問をいたします。

④入札契約の落札については依然として高い数値、工事請負では平均95.1%、業務委託で平均83.9%となっている。入札等の執行については、設計価格の変更、一般入札工事の価格上限の変更等々、監査委員としてさらなる競争性、透明性を高めるべく検討を引き続きお願いしたい、このように指摘されているわけです。この④についての指摘に対して、企業団としてどのように改善を図ろうとしているのかということです。

企業団の入札基準については、5,000万円以上が一般競争入札ということで、対象物件はほとんどない状態と思われます。1件ぐらいですね。5,000万円以下が指名入札、3,000万円以上は総務課で選定して契約審査委員会にかけるということで、3,000万円以下は審査委員会にもかけないというような状況で行われていると聞いておりますけれども、果たしてこの基準で透明性、競争性あるいは平等性が保たれていると判断できるのかどうかということでございます。

入札契約の落札率については、こういう高い数字が保たれているということはどういうことなのかということについて伺いいたします。

②の設計価格の変更についてとありますけれども、設計価格の変更ということになりますと、これは予定価格に変更できても、設計価格の変更自体ができるのかどうかと私は思うんですけれども、どういう点でこの指摘をされていると考えているのかということについて伺いをいたします。

それから、③の一般競争入札の基準の変更ですね。先ほど申し上げましたけれども、この企業団の基準について変更は検討されないのかどうかということについて伺いたいと思います。

また、この決算における中で、重要契約の要旨という資料が掲載されているんですけれども、一覧と金額が載っているわけなんですけど、合計して76件ありますけれども、76件中64件が3,000万円以下ということになりますので、審査委員会にもかけることなく、ほとんどのこの64件が指名入札で決まっているということだと思います。その76件中11件は3,000万円を超えるので審査委員会にはかけられるが、これも指名入札ということで、5,000万円以上の1件ということになりますと、一般競争入札で2億1,735万円の1件がありました。つまり、この一般競争入札の基準について、現在5,000万以上となっているわけなんですけれども、実質5,000万を超える物件がほとんどないというふうな状況の中で、一般競争入札ということで意味がないほどの状態になっているのではないかとと思われるんですが、この一般競争入札の基準を下げるということについて、踏み込んで考えていただきたいと思います。つくば市などでは、1,500万円以上を条件つき一般競争入札にする方向と聞いておりますけれども、この県南水道企業団としては、この基準の引き下げについて

検討されないのかどうかお尋ねをいたします。

それから、競争性、透明性の確保についての改善ということなんですけれども、牛久市では出していますけれども、入札調書、それから入札審査一覧表、これらも公表する考えはないのかどうか、また全体に競争性、透明性の確保ということについてどのように考えているのかということですね、その点について伺いたいと思います。

大きな2番目としまして、茨城計算センターについて。

前に私が見ていた何年か前の決算書では、茨城計算センターについて約1億円ぐらいの契約金額になっていたと記憶しているんですが、それが約4,000万円ほどに減ってはいるんですけれども、当初からでしょうか、長年随意契約で実施されているということについてどうなのかということです。1つには、これが依然として随意契約なのかどうかという点について確認をしたいと思います。

また、何年継続しているのか。当初からであれば、約40年も随意契約ということになると思うんですが、そういうことなのかどうか確認をさせてください。

それから、この随意契約にしているということでのメリットということがあるからそういうことにしているのかとは思われるんですが、メリット、デメリットなど、どうなのか。これまで特殊部門ということで随意契約のもとに行ってきたということかもしれませんけれども、今もうITの時代になって、特殊ではなくなってきたという側面も考えられるのですが、競争性もあるのではないかと考えますが、その点についてどうなのかということをお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

入札の執行については、平成21年度から郵便入札を導入し、入札参加者が指名業者を事前に把握できなくなったため、談合防止の効果と競争性、透明性の確保にもなっているものと考えております。

配水管の布設替工事の入札については、水道施設工事業で入札参加申請書の出ている業者を総合審査評点により格付し、発注標準額ごとに地元業者の受注機会の確保に配慮し、指名競争入札を行っています。

一般競争入札の基準の変更というのは、参加可能業者が同じため、指名業者数をふやすことで、より競争性を高められると考えます。

設計価格については、内容をよく精査し、工事現場に合った最良の施工方法での積算をすることで経費の削減に努め、適正な価格での設計ができるものと考えております。

一般競争入札の引き下げのご質問につきましては、当企業団では以前は1億5,000万円以上が一般競争入札の対象でしたが、平成20年度以降は5,000万以上と対象額を引き下げいたしました。しかし、一般競争入札の発注にはそれなりの日数を要することから、他の企業との同時施工が伴った工事の場合、影響が出るものと思われまます。今後については研究してまいりたいと考えております。

茨城計算センターについてのご質問にお答えいたします。

企業団におきましては、平成21年4月1日から下水道料金徴収事務開始に当たり、各下水道との協議と並行して、企業団内部でも委託業務のコスト削減について検討してまいりました。何社かのシステムについて調査検討する中で、茨城計算センターから大幅なコスト削減、現行のサービスレベル維持の提案がありました。ITコーディネーターによる精査により、現システムへの移行が容易であること、情報の欠落等のリスクが軽減されること、大幅なコスト削減効果が見込めることから採用いたしました。

茨城計算センターとの契約は、昭和46年4月に委託を開始し、41年間継続しています。

今回の契約における最大のメリットは、市民に直結する上下水道料金徴収システムへの移行に伴うリスクが最小限であること、職員のシステムへの移行が容易であること、デメリットとしては、職員による処理作業の増加、システム運用に伴う人材育成の急務などがあります。現契約は、平成21年度から平成25年度までとなりますので、今後のシステム管理委託等を含め、ITコーディネーターを交えて協議を始めたところでございます。

以上でございます。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。5番、鈴木かずみ議員。

<5番、鈴木かずみ議員 登壇>

○5番（鈴木かずみ 議員）

一般競争入札についてなんですけれども、地方自治法上、基本的には一般競争入札が原則ではないかと思うんですけれども、指名が一般ではないと思われるんですが、今のお話ですと、指名が一番いいので指名でやっていくということなんです、そうなりますと、いろいろ問題点も多く聞かれるところですよ。指名が多いということは、政治献金を持ってこいというようなことをやっているのではないかという、そういう懸念が生まれるという市民の声もあるんですけれども、やはりその基準を見直すことが一つの手段として検討されていくべきではないかと思われまますので、ぜひ具体的に検討することぐらいは最低その約束をしていただきたい、そのように思いますが、いかがでしょうか。

それから、設計価格の変更というところではちょっと違うかとは思ったんですけれども、よく価格を抑えるということで、水道管やガス管や下水道管などの工事をできれば一度にやったほうが費用が少なくて済むということで、要するに二度掘りに対して減らしていくということについての努力がされているのではないかと思います、その点について伺い

たいと思います。こういうことに関しては、年に一度、年度初めでしょうか、各市町村でそういう道路の埋設に関する打ち合わせなどを行っているのではないかと思うんですけども、それもされているのかどうかということについて伺いたいと思います。

それから、決算書の資料として重要契約の要旨ということが載っているんですけども、重要契約というのは100万円以上でしょうか。これ以外にも100万円以下の金額の少ない契約事項があるのかどうか、あると思うんですが、それは何件ぐらいで、金額の総額はどのくらいになるのかということについてお伺いしたいと思います。

それと、先ほども言ったんですが、入札調書、それから入札審査一覧表など公表する考えがあるかどうか、再度伺いたいと思います。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

鈴木議員の質問にお答えします。

まず、業者選定の基準についてですが、現在の指名競争入札の業者選定基準は、有資格業者の中から信用度、工事成績、地域性、手持ち工事状況、技術的適正に留意して選定しております。平成20年4月からはランク制を導入しまして、工事種別を6種類の区別に分けております。その工事種別を総合審査評点により発注金額でランク別にし、企業団建設工事等入札指名業者選定基準要領に基づき、企業団の課長職以上で構成される契約審査委員会で選定をしております。

当企業団の入札は、配管工事が主なものであります。配管工事の設計基準は、厚生労働省及び茨城県の積算基準に基づいて設計しております。しかし、場所によっては積算の違いが出ますので、再度現地調査を行い、その現場に合った設計をし、予定価格といたしております。

また、先ほども申しましたけれども、二度掘りをしないように、各市の工事担当者等、協議はしております。

それと、牛久市で資料を作成しているということでございますが、こういった資料をつくっておるのか牛久市の担当課に問い合わせまして確認して研究してみたいと思います。

それと、100万円以下の契約につきましては、設計委託で14本、修繕工事等で4本、業務委託で10本、物品購入で3本であります。合計で31本ございました。

以上でございます。

○佐藤隆治 議長

入札一覧表。

○宮本栄三 事務所長

入札一覧表は、先ほども申しましたが、牛久市担当課に問い合わせまして、どういうものを作成しているのか確認して、研究してまいります。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。5番、鈴木かずみ議員。

<5番、鈴木かずみ議員 登壇>

○5番（鈴木かずみ 議員）

入札制度の改善ということなんですけれども、一般競争入札の基準の引き下げということになかなかいかないということに関しては、よく言われます地場産業の育成との関係とというようなことも言われますけれども、なかなかできないという点についてどのように考えるか、これは企業長にお尋ねをしたいと思います。

また、私ども納税者としては、逆にそういうよく知っている関係があるから、特に透明性、公平性が保たれないのではないかという側面があるのではないかと思います。そもそも天の声があるのかないのか、いつどのようにとということも含めて、企業長の考え方を伺いたいと思います。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

○宮本栄三 事務所長

鈴木議員のご質問にお答えします。

これは、先ほども申しましたが、当企業団は配管工事が主であります。配管工事した後は2年間保証しますとなっておりますので、例えば千葉県の業者がやった場合、緊急時に直せるかといったら、やはり地場産業の会社が即直せると思いますので、その辺はどうしても地場産業育成ということで、地元の業者に発注するような形になると思います。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。池邊勝幸企業長。

<池邊勝幸企業長 登壇>

○池邊勝幸 企業長

鈴木議員の質問にお答えしますが、この県南水道企業団は、県南管工事組合というのを抱えているんですね、敷地内に。議員さんやっていらっしゃるんだから十分おわかりだと思えますが、いわゆる協力企業ですね。そして、その県南水道の管工事組合と連携して今までの県南水道の配水管についての構築、そして保守管理、こういうものをしているわけで、いわゆる一般競争入札にはなじみにくい体質が基本적으로ございます。そういう中にあ

って、今の所長からのお話にありましたように、地場産業というふうに言っていますけれども、まさしく地場産業でございまして、それぞれの管工事組合というものをつくって、県南水道企業団が設立以来、長年連携をとってきている。そういう中であって、果たして一般競争入札といっても条件つきに多分なるとは思いますけれども、いわゆる一般的な一般競争入札がなじむのかという問題もございまして。

この前の震災のときも、管工事組合の事業所の皆さんに協力をいただいて、1週間、2週間もかかるような給水の破管、管が破断したいわゆる県の送水管ですか、それも県でやったのではそういうふうに1週間も2週間もかかっちゃうということで、管工事組合で企業団の職員と連携して、昼夜を問わず復旧工事を行って、2日とか3日とかで送水が復旧している。そして、そのほかの漏水についても、管工事組合と連携してそういう復旧、また保守管理に行っているというようなことでもございますので、企業団の発注しているいろいろな事業等についての入札価格等については、いわゆるいろいろな設計業者が設計した積算単価を企業団内で再度見直しをして、独自の入札の予定価格というものを設定して、その上での入札をしておりますので、私の大体の推測ですけれども、通常積算単価からすれば、監査委員のほうは入札の予定価格から落札率が95%というような数字が出ているという指摘でございまして、これは積算をしている設計業者の方のほうの基準からしてみると、大体もう90%切ってございましてね。物によっては85%だとか、80%の後半くらいになっているというふうに私は認識しております。そういう意味で、非常に透明性は逆にあるのではないかと。それと同時に、これだけの3市にまたがる広い区域の漏水、そして災害時の保守管理等、そういうものを考えた場合に、一般の土木工事とはなじみにくい体質というものがこの水の供給する事業にはあるということをご理解いただかないと困るんじゃないかと思っております。

以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで鈴木かずみ議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問が全部終わりました。これで一般質問を終わります。

○佐藤隆治 議長

以上で、今定例会に付議されました日程は全部終了しました。

平成24年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後 3時42分 閉 会

○ 会議規則第97条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

平成 年 月 日
茨城県南水道企業団議会
議長

会議録署名議員
議員 3番
議員 4番